

令和 7 年度 第 8 回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和 7 年 1 月

魚 沼 市 農 業 委 員 会

別紙 1

令和 7 年度第 8 回魚沼市農業委員会総会委員出席表

出席 17名 定員 19名
欠席 2名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏 名	備 考
○		1	大塚 寛	
○		2	貝瀬 正美	
	○	3	高橋 祐次	
○		4	小岩 孝徳	
○		5	葦澤 芳子	
○		6	井口 恒一郎	
○		7	星仁 右門	
○		8	星野 幸夫	
○		9	佐藤 洋一	
○		10	浅井 典裕	
○		11	小幡 中治	
○		12	阿達 正	
○		13	吉田 久	
○		14	穴沢 勝也	
	○	15	櫻井 信夫	
○		16	佐藤 陽二	
○		17	瀧澤 悟	
○		18	桑原 正文	
○		19	上村 喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏 名	備 考
○		星野 崇	
○		星野 巧	
○		櫻井 紀彦	
○		菅井 智弥	

令和 7 年度
第 8 回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和 7 年 1 月 25 日

日 程	議案番号	付 議 事 件
		開会宣言 13 時 15 分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について <u>6 番 井口 恒一郎 委員</u> <u>7 番 星 仁右エ門 委員</u>
3	報告第 1 号 報告第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
4	議案第 1 号 議案第 2 号 議案第 3 号 議案第 4 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
5		その他 閉会宣言 14 時 25 分

令和7年度 第8回魚沼市農業委員会総会議事録

令和7年度第8回魚沼市農業委員会総会は、令和7年11月25日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（星野事務局長）

それでは、定刻を過ぎましたので、ただ今から令和7年度第8回の魚沼市農業委員会総会を開催いたします。本日の出欠状況でございますが、欠席の連絡をいただきましたのは議席番号3番高橋祐次委員、それと議席番号15番の櫻井信夫委員、お二人からは欠席の連絡いただいております。委員定数19名のうち17名の委員の出席ということで、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定足数に達しておりますので、ただ今から令和7年度第8回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

では、まず会長からご挨拶いただきます。

（時刻は13時15分）

上村会長

（挨拶）

会務報告

議長（上村会長）

まず日程第1報告事項会務報告、事務局長お願いします。

事務局（星野事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（董澤芳子委員）

第1部会では、特に報告するようなことはありません。

議長（上村会長）

続いて、第2部会部会長は欠席ということです。

第3地区部会会長（佐藤洋一委員）

第3部会、特に報告事項ございません。

なお、情報共有事項がありますので、総会終了後第3部会の皆さんには少しお残

りください。第3部会の皆様の手元には情報共有の件の資料がありますので、それぞれ目を通しておいてください。以上です。

第4地区部会会長（浅井典裕委員）
第4部会、特に報告事項ございません。

広報部会会長（阿達正委員）
特にありません。

議長（上村会長）
それでは、報告事項につきまして、それぞれ報告をいただきました。内容につきまして、質問等ありましたらお願ひいたします。

なお、12月8日に合同地区部会ということで局長からもお話をありました。いよいよ3年の任期を終了するということの中で、来年の改選に向けたそれぞれ地区の取り組みについてということでございます。全員の皆様方からご出席をいただきまして共有していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

（特になし）

それでは、特になければ次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）
日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。
議長に一任願えますでしょうか。
「異議なし」の声あり。
それでは、指名をさせていただきます。まず、議席番号6番井口恒一郎委員及び議席番号7番星仁右エ門委員の両名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）
続いて、日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（菅井主事）
議案書の3ページをご覧ください。
日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は9件、24筆、26,761.13m²の届け出がありました。番号が1から始まるものについては賃貸借の契約、2から始まるものについては使用貸借の契約になります。

解約の理由は、第3者に利用権設定、賃貸人が耕作、第3者に売却、耕作不便、労力不足のためとなっています。詳細については事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきましては、事前配布ということで目を通していただけたかと思います。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特ないようですので、報告第1号につきましては事務局の報告のとおりいたします。

農地法第3条の3の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3の規定による届出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（菅井主事）

議案書の7ページをご覧ください。

報告第2号農地法第3条の3の規定による届出について、今月は11件受理しました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けがされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思われます。

なお、権利取得期日から年数が経っている届け出については、相続手続きの遅れ等により司法書士から提出のあった申請もあります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特ないようですので、報告第2号につきましても事務局の報告のとおりいたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の9ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買3件、所有権移転贈与5件、所有権移転交換2件、貸借権設定23件、使用貸借権設定2件です。

整理番号1 申請地 * * * * * 畑 411 m²
権利種別 所有権移転 売買 * * * * * 円
譲受人 * * * * *
譲渡人 * * * * *

申請の理由は、耕作便利なためです。譲渡人は農業経営を縮小するため、申請地が譲受人の住宅に隣接していたため、譲受人が耕作便利であることから売買の話がまとまり、合意に至ったものであります。よって、効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2 申請地 * * * * * 畑ほか1筆 合計 513 m²
権利種別 所有権移転 売買 * * * * * 円
譲受人 * * * * *
譲渡人 * * * * *

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は譲受人の住宅に隣接しており、譲渡人も耕作できないことから、財産処分の意向と譲受人の経営規模拡大の意向で話がまとまり、申請するものです。耕作が便利であり、効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号3 申請地 * * * * * 田 512 m²
権利種別 所有権移転 売買 * * * * * 円
譲受人 * * * * *
譲渡人 * * * * *

申請の理由は、耕作便利なためです。譲渡人が高齢になり、財産処分の意向と譲受人の経営規模拡大の意向で、今まで耕作していた農地の売買の合意に至ったものです。申請地は集団化しているため耕作が便利であり、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号4 申請地 * * * * * 畑 169 m²
権利種別 所有権移転 贈与
譲受人 * * * * *
譲渡人 * * * * *

申請の理由は、譲渡人の要望です。譲渡人は耕作ができないため、今まで申請地を管理していた親戚関係である譲受人と贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は農業経験がありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号5 申請地 * * * * * 田 182 m²
権利種別 所有権移転 贈与
譲受人 * * * * *

譲渡人 * * * * *

申請の理由は、譲渡人の要望です。申請地が譲受人の耕作する農地と隣接しており、譲渡人の要望により贈与の話がまとまり、申請があつたものです。譲受人は大型機械を所有し、農業経験がありますので今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 6 申請地 * * * * * 田ほか1筆 合計 7,831 m²
権利種別 所有権移転 贈与
譲受人 * * * * *
譲渡人 * * * * *

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は県外に住んでおり耕作もできないため、財産処分の意向で譲受人に申請地を贈与することで合意に至ったものであります。譲受人は農業経営に意欲があり、効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 7 申請地 * * * * * 畑ほか1筆 合計 93 m²
権利種別 所有権移転 贈与
譲受人 * * * * *
譲渡人 * * * * *

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人が相続により取得した申請地は、市外に居住しているため耕作ができないので、譲受人は住宅近くであり、経営規模拡大の意向で話がまとまり、申請があつたものです。譲受人は農業経験がありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 8 申請地 * * * * * 畑ほか1筆 合計 273 m²
権利種別 所有権移転 贈与
譲受人 * * * * *
譲渡人 * * * * *

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人が県外に転出することが決まっており、今後耕作できないため、譲受人の経営規模拡の考えと話がまとまり、贈与の申請があつたものです。譲受人は大型機械を所有し、農業経験がありますので今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 9・10 番につきましては、農地の交換ですので、申請理由についてはまとめて説明させていただきます。

整理番号 9 申請地 * * * * * 畑 19 m²
権利種別 所有権移転 交換
譲受人 * * * * *
譲渡人 * * * * *
* * * * * 外 4名

整理番号 10 申請地 * * * * * 畑 12 m²
権利種別 所有権移転 交換

譲受人 * * * * *
 * * * * * 外 4 名
譲渡人 * * * * *

申請の理由は、農業経営の効率化を図るためです。申請地が耕作しづらい形状であるため、隣接している申請地を交換し、効率よく耕作するため贈与の話がまとまり、申請があつたものです。当該農地は今後も適正に管理・耕作されていくものと考えます。

整理番号 11 申請地 * * * * * 田ほか 2 筆 合計 1,047 m²
 権利種別 貸貸借権設定 貸借料 * * * * * 円 (* * * * * 円 / 10 a)
 契約期間 令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日 5 年間
 借受人 * * * * *
 貸付人 * * * * *

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は貸付人が市外に在住しているため耕作ができず、借受人により耕作されてきましたが、賃貸借契約が満了するため、5 年間の賃貸借の再設定をし、経営規模の拡大をするためです。借受人は農業経験が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 12 申請地 * * * * * 田 849 m²
 権利種別 貸貸借権設定 貸借料 * * * * * 円 (* * * * * 円 / 10a)
 契約期間 令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日 5 年間
 借受人 * * * * *
 貸付人 * * * * *

申請の理由は、耕作の効率化を図るためです。申請地は貸付人が耕作ができないため、隣の農地で耕作している借受人が耕作することで効率化を図るためです。借受人は農業経験がありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 13 番・14 番につきましては、借受人が同じですので、申請理由についてはまとめて説明させていただきます。

整理番号 13 申請地 * * * * * 畑ほか 3 筆 合計 1,099.63 m²
 権利種別 貸貸借権設定 貸借料 * * * * * 円 (* * * * * 円 / 10 a)
 契約期間 令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日 5 年間
 借受人 * * * * *
 貸付人 * * * * *

整理番号 14 申請地 * * * * * 田ほか 1 筆 合計 1,798 m²
 権利種別 貸貸借権設定 貸借料 * * * * * 円 (* * * * * 円 / 10 a)
 契約期間 令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日 5 年間
 借受人 * * * * *
 貸付人 * * * * *

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。13 番については貸付人が高齢で耕作ができないため、経営規模の拡大を図るためです。14 番は今まで借受人により耕作されてきた賃貸借契約が満了するため、5 年

間の賃貸借の再設定をするためです。借受人は農業経験が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 15 申請地 * * * * * 田ほか 2 筆 合計 620 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料 * * * * * 円 (* * * * * 円/10 a)
契約期間 令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日 5 年間
借受人 * * * * *
貸付人 * * * * *

申請の理由は、耕作の効率化を図るためです。申請地は借受人の耕作している農地と隣接していて作業効率が良く、貸付人が耕作できず借受人により耕作されてきましたが、4年間の賃貸借契約が満了するため、5年間の賃貸借の再設定をするためです。借受人は農業経験が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 16 申請地 * * * * * 田ほか 1 筆 合計 702 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料 * * * * * 円 (* * * * * 円/10 a)
契約期間 令和 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日 2 年間
借受人 * * * * *
貸付人 * * * * *

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は借受人の耕作地と集団化しており、規模拡大及び耕作便利なため借受人により耕作されてきましたが、賃貸借契約が満了するため、2年間の賃貸借の再設定をするためです。借受人は農業経験が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 17 番・18 番につきましては、借受人が同じですので、申請理由についてはまとめて説明させていただきます。

整理番号 17 申請地 * * * * * 田 1428 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料 * * * * * 円 (* * * * * 円/10 a)
契約期間 令和 8 年 1 月 1 日から令和 17 年 12 月 31 日 10 年間
借受人 * * * * *
貸付人 * * * * *

整理番号 18 申請地 * * * * * 田ほか 1 筆 476 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料 * * * * * 円 (* * * * * 円/10 a)
契約期間 令和 8 年 1 月 1 日から令和 17 年 12 月 31 日 10 年間
借受人 * * * * *
貸付人 * * * * *

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は貸付人が高齢で耕作ができず、借受人により耕作されてきましたが、5年間の賃貸借契約が満了するため、経営規模の拡大のため 10 年間の賃貸借の再設定をするためです。借受人は農業経験が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 19 申請地 * * * * * 田 1,453 m²

権利種別 賃貸借権設定 賃借料＊＊＊＊＊円（＊＊＊＊円/10a）
契約期間 令和8年1月1日から令和10年12月31日 3年間
借受人 ＊＊＊＊＊
貸付人 ＊＊＊＊＊

申請の理由は、耕作の効率化を図るためです。申請地は借受人の農地と隣接しており、耕作の効率化を図るために借受人により耕作されてきましたが、賃貸借契約が満了するため、3年間の賃貸借の再設定をするためです。借受人は農業経験が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 20 申請地 ＊＊＊＊＊ 田ほか12筆 11,237 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料＊＊＊＊＊円（＊＊＊＊円/10a）
契約期間 令和8年1月1日から令和17年12月31日 10年間
借受人 ＊＊＊＊＊
貸付人 ＊＊＊＊＊

申請の理由は、耕作の効率化を図るためです。貸付人が市外に在住しているため申請地を耕作ができず、耕作の効率化を図るために農地が隣接する借受人により耕作されてきましたが、賃貸借契約が満了するため、10年間の賃貸借の再設定をするためです。借受人は農業経験が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 21 申請地 ＊＊＊＊＊ 田ほか2筆 合計 4,852 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料＊＊＊＊＊円（＊＊＊＊円/10a）
契約期間 令和8年1月1日から令和12年12月31日 5年間
借受人 ＊＊＊＊＊
貸付人 ＊＊＊＊＊

申請の理由は、耕作の効率化を図るためです。申請地は貸付人が県外に在住しているため耕作ができず、借受人により耕作されてきましたが、賃貸借契約が満了するため、5年間の賃貸借の再設定をするためです。借受人は農業経験が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 22 申請地 ＊＊＊＊＊ 田 2,217 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料＊＊＊＊＊円（＊＊＊＊円/10a）
契約期間 令和7年12月1日から令和10年11月30日 3年間
借受人 ＊＊＊＊＊
貸付人 ＊＊＊＊＊

申請の理由は、耕作の効率化を図るためです。申請地は借受人所有農地と1枚の田んぼであり、賃貸借契約が満了するため、3年間の賃貸借の再設定をし、効率よく耕作するためです。譲受人は農業経験年数も十分ありますので、効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 23 申請地 ＊＊＊＊＊ 田ほか2筆 合計 2,026 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料＊＊＊＊＊円（＊＊＊＊円/10a）
契約期間 令和7年12月1日から令和9年11月30日 2年間
借受人 ＊＊＊＊＊

貸付人 * * * * *

申請の理由は、借受人の要望です。申請地は貸付人が県外に在住しているため耕作ができず、親戚の借受人により耕作されてきましたが、賃貸借契約が満了するため、2年間の賃貸借の再設定をするためです。借受人は農業経験がありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 24 申請地 * * * * * 田 2,973 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料* * * * * 円 (* * * * * 円/10 a)
契約期間 令和8年1月1日から令和17年12月31日 10年間
借受人 * * * * *
貸付人 * * * * *

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は賃貸借契約が満了するため、経営規模拡大のため10年間の賃貸借の設定をするためです。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 25 申請地 * * * * * 田 4,723 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料* * * * * 円 (* * * * * 円/10 a)
契約期間 令和8年1月1日から令和12年12月31日 5年間
借受人 * * * * *
貸付人 * * * * *

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は貸付人が耕作が困難なため借受人により耕作されてきましたが、5年間の賃貸借契約が満了するため、経営規模の拡大を図るため、5年間の賃貸借の再設定をするためです。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 26・27 番につきましては、借受人が同じですので、申請理由についてはまとめて説明させていただきます。

整理番号 26 申請地 * * * * * 田 2,029 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料* * * * * 円 (* * * * * 円/10 a)
契約期間 令和8年1月1日から令和12年12月31日 5年間
借受人 * * * * *
貸付人 * * * * *

整理番号 27 申請地 * * * * * 田ほか3筆 合計 2,771 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料* * * * * 円 (* * * * * 円/10 a)
契約期間 令和7年12月1日から令和17年11月30日 10年間
借受人 * * * * *
貸付人 * * * * *

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。26番については、申請地は貸付人が耕作できず、借受人の農地と隣接しており、借受人により耕作されてきましたが、賃貸借契約が満了するため、5年間の賃貸借の再設定をするためです。27番については、貸付人と借受人は親戚関係であり高齢で耕作できなくなったため申請するものです。借受人は農業経験が十分ありますので今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 28・29 番につきましては、借受人が同じですので、申請理由についてまとめて説明させていただきます。

整理番号 28 申請地 * * * * * 田ほか 18 筆 合計 8,308 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料 * * * * * 円 (* * * * * 円/10 a)
契約期間 令和 7 年 12 月 1 日から令和 17 年 11 月 30 日 10 年間
借受人 * * * * *
貸付人 * * * * *

整理番号 29 申請地 * * * * * 田ほか 8 筆 合計 7,351 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料 * * * * * 円 (* * * * * 円/10 a)
契約期間 令和 7 年 12 月 1 日から令和 17 年 11 月 30 日 10 年間
借受人 * * * * *
貸付人 * * * * *

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。貸付人が高齢になり耕作ができなくなったため、経営規模の拡大を図りたい借受人と話がまとまり、10 年間の賃貸借の設定をするためです。

整理番号 30 申請地 * * * * * 田ほか 1 筆 合計 1,430 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料 * * * * * 円 (* * * * * 円/10 a)
契約期間 令和 8 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日 3 年間
借受人 * * * * *
貸付人 * * * * *

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は貸付人が耕作できないため、借受人により耕作されてきましたが、10 年間の賃貸借権契約が満了するため、経営規模の拡大のため 3 年間の賃貸借の再設定をするためです。今後も効率よく耕作していくものと考えます。

整理番号 31・32 番につきましては、借受人が同じですので、申請理由についてまとめて説明させていただきます。

整理番号 31 申請地 * * * * * 田ほか 7 筆 合計 8,059 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料 * * * * * 円 (* * * * * 円/10 a)
契約期間 令和 7 年 12 月 1 日から令和 17 年 11 月 30 日 10 年間
借受人 * * * * *
貸付人 * * * * *

整理番号 32 申請地 * * * * * 田ほか 1 筆 合計 3,586 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料 * * * * * 円 (* * * * * 円/10 a)
契約期間 令和 7 年 12 月 1 日から令和 17 年 11 月 30 日 10 年間
借受人 * * * * *
貸付人 * * * * *

申請の理由は、貸付人の要望です。31 番につきましては、貸付人が耕作できなくなったため、貸付人の要望により契約するものです。32 番につきましては、前の耕作者が耕作できなくなったため、貸付人の要望により契約するものです。借受人は農事組合法人であり、大型機械を所有

し、農業経験がありますので今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 33 申請地 * * * * * 田ほか 1 筆 合計 1,940 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料 * * * * * 円 (* * * * * 円 / 10 a)
契約期間 令和 8 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日 3 年間
借受人 * * * * *
貸付人 * * * * *

申請の理由は、耕作の効率化を図るためです。申請地は貸付人が耕作ができず、借受人の農地と隣接しており、効率化できるため借受人が耕作してきましたが、賃貸借契約が満了するため、3年間の賃貸借の再設定をするためです。借受人は農業経験が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 34・35 番は農業者年金受給のための使用貸借権再設定ですので、説明を省略させていただきます。

以上、整理番号 1 番から 35 番につきまして、議案書に記載のあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。

第 1 号議案については以上です。

議長（上村会長）

それでは、第 1 号議案につきまして、事務局の報告に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

上村喜久雄委員

整理番号 1 番ですが、11 月 23 日に下村推進委員と共に現地を確認、譲受人、譲渡人両名と面談をいたしました。譲受人の自宅の隣の農地というようなことで非常に効率良く栽培されて、管理されていくものと思われます。特に問題はありません。

瀧澤悟委員

整理番号 2 番ですが、11 月 22 日に高橋推進委員と現地を視察しました。現在、畑のほうは作付けをしているような状況で、きれいに畑になっておりました。今後家主がいなくなつて、家もなくなつてということで、ご兄弟の方々もぜひ使っていただきたいというような意向で、譲渡人にも電話での連絡をして、確認を取らせていただきました。以上、事務局の報告のとおり問題ないと思います。

浅井典裕委員

整理番号 3 番ですが、当該案件につきましては、今月の初めくらいから私の耳に入ってきておりまして、半月くらい両者と話をしてまいりました。その間に現地も確認いたしまして、特に問題はないと思われます。

大塚寛委員

整理番号 4 番ですが、11 月 20 日に譲受人に連絡を取りまして、話を聞かせていただきました。譲渡人は 7・8 年程前に小出の方に引っ越しされて管理ができな

くなったということです。また、譲受人は体の具合が良くないということでしたので、大塚推進委員と私と 11 月 23 日に現地を確認してきました。申請地は耕作はされてはいなかったんですが、草刈りなどはきちんとされておりまして、管理状態は良かったと思います。詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

井口恒一郎委員

整理番号 5 番ですが、11 月 4 日に譲受人から詳細について話を聞かせていただきました。そして、11 月 15 日に譲渡人に電話にて確認をさせていただいております。また、11 月 16 日に現地確認をさせていただきました。当該案件の箇所につきましては、畑作物が植えられておりましたが、今後譲受人に所有権移転後は田んぼとして耕作をしていくということでございます。

星野幸夫委員

整理番号 6 番についてですが、11 月 23 日に仲丸推進委員と二人で、譲受人立ち合いで現地確認を行いました。現地は来期の耕作準備も行われており、今後の耕作に何の問題もないと考えられます。また、譲受人は現在は稻作用の大型機械を所有していないため、隣接する圃場の耕作者と協力して耕作していきたいと考えているそうです。また、今後は大型機械を取得し、規模の拡大も考えているそうです。詳細は事務局の説明どおりです。

穴沢勝也委員

整理番号 7 番ですが、11 月 23 日に電話で確認をさせていただきました。問題なく耕作されるということで、事務局の説明のとおりです。

小岩孝徳委員

整理番号 8 番ですが、11 月 22 日に志田推進委員と譲受人と当該農地の現地確認を行いました。この農地は数年前から譲受人が借りて耕作しており、そのまま売買する話になったとのことでした。現地を確認したところ農地は適正に管理されていました。本件の売買に関して問題はないと思われます。

吉田久委員

整理番号 9・10 番ですが、11 月 22 日に＊＊さんに連絡を取りましたが、本人からは仲介役を担った土地家屋調査士に任せてあるということで話を聞けませんでした。その後土地家屋調査士に確認を取り、譲受人、譲渡人の両方と全部了解を取れているということで確認をしました。現地も見てきましたが、きちんと耕作されておりましたので、問題ないと思います。以上です。

貝瀬正美委員

整理番号 11 番ですが、11 月 20 日に借受人と現地確認をしました。あとは事務局の説明どおりであることを確認いたしました。

吉田久委員

整理番号 12 番ですが、11 月 22 日に現地にて借受人と現場を確認しながら話を伺いました。事務局の説明どおり、今年までは耕作をしていたのを契約に変えるということで説明を受けてきたので問題ないと思われます。以上です。

阿達正委員

整理番号 13・14 番ですが、11月22日に現地確認を行い、11月24日に電話で借受人とお話しております。事務局の説明のとおり、今まで耕作をしていて賃貸借を再設定することで、引き続き耕作するということで現地もそのままになっておりましたので、耕作しておりました。以上です。

星野幸夫委員

整理番号 15 番ですが、11月23日に高橋推進委員と二人で、借受人立ち合いで現地確認を行いました。申請地は以前より借受人が管理しており、契約更新のための申請だそうです。これから管理に何の問題もないかと思われます。

星仁右エ門委員

整理番号 16 番ですが、11月21日に戸田推進委員と二人で借受人宅をお伺いしました。その後現地へ行って、三人で現地確認を行いました。申請は2筆ですけども、1筆の田で耕作されております。借受人は引き続き耕作するということです。詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので問題ないと思います。

貝瀬正美委員

整理番号 17・18 番ですが、11月20日に借受人と電話で対応しました。あとは事務局の説明どおり間違いありません。

瀧澤悟委員

整理番号 19 番ですが、11月22日に馬場推進委員と借受人の自宅に訪問しまして、話を聞かせていただきました。詳細については、事務局の説明のとおりです。問題なく整備されていました。

穴沢勝也委員

整理番号 20 番ですが、時間がないため私の方で 11月23日に電話確認をさせていただきまして、問題なく賃貸借が再設定され、効率よく耕作されるということで、あとは事務局のとおり問題ないと思います。

貝瀬正美委員

整理番号 21 番ですが、11月20日に借受人と現地確認しました。あとは事務局の説明どおりのことを確認いたしました。

議長（上村会長）

続いて整理番号 22 番、高橋祐次委員、今日は欠席です。報告は事務局の報告でしたとおりということでございます。

貝瀬正美委員

整理番号 23 番ですが、11月20日に借受人と現地確認いたしました。あとは事務局の説明どおりであることを確認いたしました。

瀧澤悟委員

整理番号 24 番ですが、11月22日に馬場推進委員と貸付人と現地を確認いたしました。もともと作付けをしてあるというようなことで、圃場も整備されており

ましたし、その後借受人とも話をしまして、詳細については事務局の説明のとおりです。何の問題もないと思います。

星野幸夫委員

整理番号 25 番ですが、11月 23 日に仲丸推進委員と二人で、借受人立ち合いで現地確認を行いました。申請地は以前より借受人が耕作しており、今回契約更新のための申請だそうです。現地は来期に向けて耕作準備がなされており、今後の耕作に何の問題もないと考えられます。詳細は事務局の説明どおりです。

小岩孝徳委員

整理番号 26・27 番についてですが、譲受人が同じため一緒に報告させていただきます。11月 24 日に志田推進委員と借受人で現地確認しました。当該圃場はきれいに耕作されており、今後も耕作していく予定とのことですので、問題はないと思われます。

阿達正委員

整理番号 28・29 番については、借受人が一緒なのでそちらから説明させていただきます。11月 22 日に現地確認を行い、11月 23 日に貸付人のお宅に伺って話を聞いてまいりました。農地については今年度もちゃんと栽培されていますし、来年度に向けての準備もちゃんとされておりました。話を聞きますと、今年度中原地域では＊＊＊＊＊というのを立ち上げて、地域農業の担い手となるよう頑張ると言っておりました。＊＊＊＊さんという方が会長となり、後継者は息子さんと息子さんの友達も今年度からですが一緒に農業をやっているということで、小出地域の農業委員として、私としても、町場を新しい人が担い手となってやることは良いことだということで、ぜひ頑張ってくださいと話をしました。

続いて、整理番号 30 番につきましては、11月 21 日に現地確認を行い、その後借受人のお宅に伺って話を聞いております。現地は今ちょうどポンプ工事の残土処理みたいなところで、農地というよりもその残土のものが色々あつたりして、来年度に向けて今ちょうど田んぼ 2 枚のところを 1 枚にしている状態でありました。来春までには田んぼに直すという工事の方の話をいただいて、直っていれば田んぼにするし、もし間に合わなければ保全管理という状態で次の年から作付けをするということを言っておりました。以上です。

議 長（上村会長）

続いて、整理番号 31 番・32 番、高橋祐次委員ですけれども、欠席ということで、調査・補足説明は事務局に提出してあるというようなことで、事務局の報告のとおりということです。

佐藤洋一委員

整理番号 33 番ですが、11月 22 日に借受人に案内していただいて、現地確認してきました。ここは長年耕作されているということで、今回は期限が切れたので更新であるということで、何の問題もなく、きれいに管理されておりました。

議 長（上村会長）

整理番号 34・35 番は農業者年金の関連ということでございます。

それでは、第 1 号議案につきまして、事務局並びに担当委員の調査・補足説明

が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特ないようですので、採決に入ります。採決は権利の種別ごとに行います。

まず、所有権移転売買に関する整理番号1番・2番・3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転贈与に関する整理番号4・5番・6番・7番・8番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転交換に関する整理番号9番・10番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、賃貸借権設定に係る整理番号11番・12番・13番・14番・15番・16番・17番・18番・19番・20番・21番・22番・23番・24番・25番・26番・27番・28番・29番・30番・31番・32番・33番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権設定に係る整理番号34番・35番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番から35番まで、異議なしと認め、許可いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

日程第4議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の27ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は1件です。

整理番号1	申請地	* * * * * 田 519 m ²
	借受人	* * * * *
	貸渡人	* * * * *
	転用目的	農作業所建築敷地及び農作業用敷地
	申請概要	農作業所1棟及び農作業用敷地
	農地区分	第3種農地
	判断理由	都市計画法に規定する用途地域（第1種中高層住居専用

地域) が定められているため
権利種別 使用貸借権設定

借受人は現在、申請地の北側に隣接する自宅に居住し、市の認定農業者として農業を営んでおりますが、今後の水稻耕作の規模拡大にあたりまして、農機具管理及び米の生産作業等のための農作業所の建築、また農作業用敷地を整備したいため転用の申請があつたものです。

議 長 (上村会長)

議案第2号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

吉田久委員

整理番号1番ですが、11月22日に草津推進委員と共に借受人を交えて、現地を確認してきました。説明のとおり規模拡大のための農作業倉庫を作るということで、他は事務局の説明のとおりです。

議 長 (上村会長)

議案第2号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特ないようですので、採決に入ります。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議 長 (上村会長)

続いて、第4議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (櫻井主任)

議案書の29ページをご覧ください。

議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定についてを説明いたします。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。今月は2件、2筆、合計201m²です。

整理番号1	申請地	* * * * * 田 132 m ²
	申請者	* * * * *
	新地目	原野
	非農地の原因	* * 地域の山間に位置し、約40年前から耕作放棄。

入水路が不能となった飛地であり、北側上段に大きな池があるため、その湧水により常時湿地となっている。不整形地であり、雑草が繁茂。耕作不適、耕作不便。

整理番号 2	申請地	* * * * * 田 69 m ²
	申請者	* * * * *
		* * * * * 外 4 名
	新地目	原野
	非農地の原因	* * * 地域の平地に位置するが、西側に山林が隣接しており、雑草雜木が繁茂、一体原野化の状況。現況から数十年前より耕作放棄と推察され、相続人 5 名は全員県外在住のため耕作困難。狭小地でもあることから、耕作不適、耕作不便。

なお、本件については令和 5 年 4 月に施行された相続土地国庫帰属制度による申請地であり、5 名の相続人はいずれも県外に在住しているため、今後の管理等ができず、また上述の理由により耕作に適さないため、新潟地方法務局に申請があり、本年 9 月に事務局にて現地確認をしております。

以上 2 件につきましては、現地確認等の状況から変更に同意できるものと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第 3 号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。

議案第 3 号農地法の適用を受けない事実確認の決定についての整理番号 1 番並びに 2 番について、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議 長（上村会長）

続いて、日程第 4 議案第 4 号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の 31 ページをご覧ください。

議案第 4 号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取を説明いたします。令和 7 年 11 月 10 日付けで農用地利用集積等促進計画案の意見聴取の依頼が魚沼市長より届いております。この農用地利用集積等促進計画につきましては、農業委員会の

意見を聞くことになっておりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。従いまして、計画案に対してご意見等がなければ、意見なしの旨を回答することをお諮りするものです。

利用権（設定） 件数 15件
 筆数 59筆
 面積 75,451.00 m²

なお、促進計画については、市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。県の公告は令和8年1月30日からとなります。
ご審議よろしくお願ひします。

議長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

星仁右エ門委員

33ページの整理番号9番について、権利の設定を受けるものと権利を設定するものが同じですけども、これでよろしいのでしょうか。

事務局（星野係長）

確認いたします。

議長（上村会長）

お願ひいたします。

そのほかどうでしょうか。

少しお待ちいただきたいと思います。今この33ページの整理番号9番について少し確認をさせてもらいます。

それでは、事務局が戻りましたので、質疑の件でお願いいたします。

事務局（星野係長）

先ほどの件ですけれど、間違いではなく、これは売買が伴っておりまして、圃場整備地区で契約を解除して、それから売買をして、また再度同じ耕作者が使用貸借でやるという経緯になりますので、誤りではなくこれまで問題ありません。

星仁右エ門委員

分かりました。

議長（上村会長）

それでは、議案第4号そのほか、皆様方何かございませんでしょうか。

（特になし）

それでは、特にないようでしたら採決に入ります。

議案第4号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての整理番号1番から14番、また34ページの整理番号1番ということで、申請どおり計画の決定をしてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。
それでは、異議なしと認め、計画のどおり決定することいたします。

その他

事務局（星野事務局長）
・委員改選について

議長（上村会長）
それでは、本日提案の報告並びに議案それぞれの事項につきまして、重々審議をいただきました。大変ありがとうございました。

（時刻は 14 時 25 分）

上記会議の内容は、令和 7 年度第 8 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 7 年 1 月 25 日

魚沼市農業委員会

議長 上村 喜久雄

議席番号 6 番 井口 恒一郎

議席番号 7 番 星 仁右エ門